

(法第10条第1項関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすことは、文化芸術振興基本法にも明確に記載されている。しかしながら現実には、国及び地方公共団体では文化芸術の振興に関しては、関係者の自主的活動に依存しているのが現状で、この背景にはこの世界独特の後継者の育成制度、権威を重んじる古い体質、経済至上主義の政治の土壌等、文化芸術が公のものになりにくい要素があったと考えられる。

今や全国的に進む高齢化、核家族化の波の中に事業のあり方として

1番目には、文化芸術の市民への解放のために、文化芸術団体の努力の成果を公開する芸術文化事業である芸術祭、映画祭、文化祭、童謡祭りの開催。将来的には音楽祭等のすべての市民に開放参加型の文化芸術活動を提供し、癒しの実現をする。

2番名には、これからの社会に活力を与えていく若い文化芸術活動の伝承者の人材育成を法人として進め、市民文化の裾野を広げる。

3番名には、各種施設の高齢者、介護老人、義務教育の子どもたちに対する「出前講座」といった事業を通じて文化芸術活動を身近に感じてもらい、文化芸術活動の普及、啓発を進めたい。

4番目には美術団体の制作にかかる芸術品の公開頒布及び芸能団体の公演、共演事業の支援に務め、市民の芸術文化に対する意識の向上を図りたい。

5番目には文化施設の管理運営事業の受託によって文化の振興を図りたい。

このような事業を行政、企業に続く第3の事業体として継続的に実施したいと思い特定非営利活動法人格の取得を決意した。

2 申請に至るまでの経過

昭和57年3月30日、古賀町文化協会として発足。同年10月15・16日に第1回文化祭を開催、現在まで23回を重ねる。また芸術性の向上を目指して昭和60年には第1回芸術祭を開催し、これも第19回となった。さらには広く市民を対象として、古賀市からの受託事業として平成10年から市民映画祭、平成11年からは古賀市童謡祭りを毎年開催。平成13年には20周年記念として日韓文化交流事業を開催した。

この歩みを確かなものにし、更なる飛躍を遂げるために平成17年9月13日より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、平成17年度及び平成18年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議した。平成17年9月27日8時20分より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、平成17年度及び平成18年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定した。

平成17年10月 1日

特定非営利活動法人古賀市文化協会

設立代表者 住所 福岡県古賀市筵内1386番地1
氏名 矢野 順治